

# 経済活性化に向けた規制改革緊急要望(主なもの)

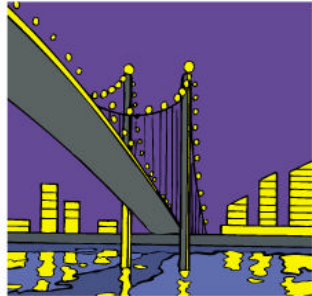
- 総合規制改革会議説明資料 -

2002年6月11日

(社)日本経済団体連合会

## (1)新事業等の創出とその円滑化を図るための規制改革

- ・情報関連ビジネス 非接触型ICタグなどの無線自動認識(RFID)システムの普及促進
- ・新エネルギー関連ビジネス 燃料電池自動車の普及促進に向けた関連法令の見直し  
電力貯蔵用NAS電池の設置規制の緩和
- ・人材関連ビジネス 派遣対象業務の拡大と派遣期間制限の見直し
- ・資金調達の円滑化 有価証券の発行届出書に係る効力発生期間の短縮化
- ・人材の確保 有期労働契約における契約期間制限の緩和

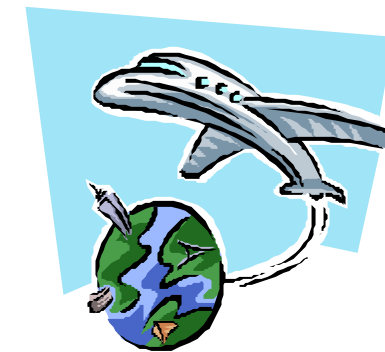


## (2)公的関与の強い分野(官製市場)での事業を活性化するための規制改革

- ・民間の知恵を活かしたPFI事業の一層の活用
- ・公共工事のコスト削減 官公需法や過度の地域要件の見直し
- ・公共工事に係わる入札手続きの改善  
競争入札参加資格申請手続きのワンストップ・サービス化  
一般競争入札の準備期間の確保

## (3)ビジネス・生活インフラ整備のための規制改革

- ・物流の効率化等による競争力強化  
効率的なSCM(サプライチェーン・マネジメント)構築に向けた下請法の運用緩和
- ・資産流動化の環境整備 リース債権等の小口化
- ・行政関連手続きの簡素・合理化 税務関連書類全般の電子化及び承認基準の明確化



# 非接触型ICタグなどの無線自動認識(RFID)システムの普及促進

## 【現状】

製造・物流・流通の高度化・効率化に大きく寄与する「無線（非接触）による自動認識（Radio Frequency Identification :RFID）システム」に使用される2.45GHz帯の移動体識別用構内無線局（空中線電力0.3ワット以下、空中線利得20デシベル以下）の開設には、無線局の免許が必要。無線局、非接触型ICタグの使用場所も予め申請した構内に限られている。

## 【必要となる規制改革】

構内無線局の免許不要の範囲を拡大する（一定の空中線電力・空中線利得以下のものについて、無線局免許を不要とする）。

伝送方式を周波数ホッピング方式とするものは、構内使用に限定せず、オープンスペースでの利用を認める。

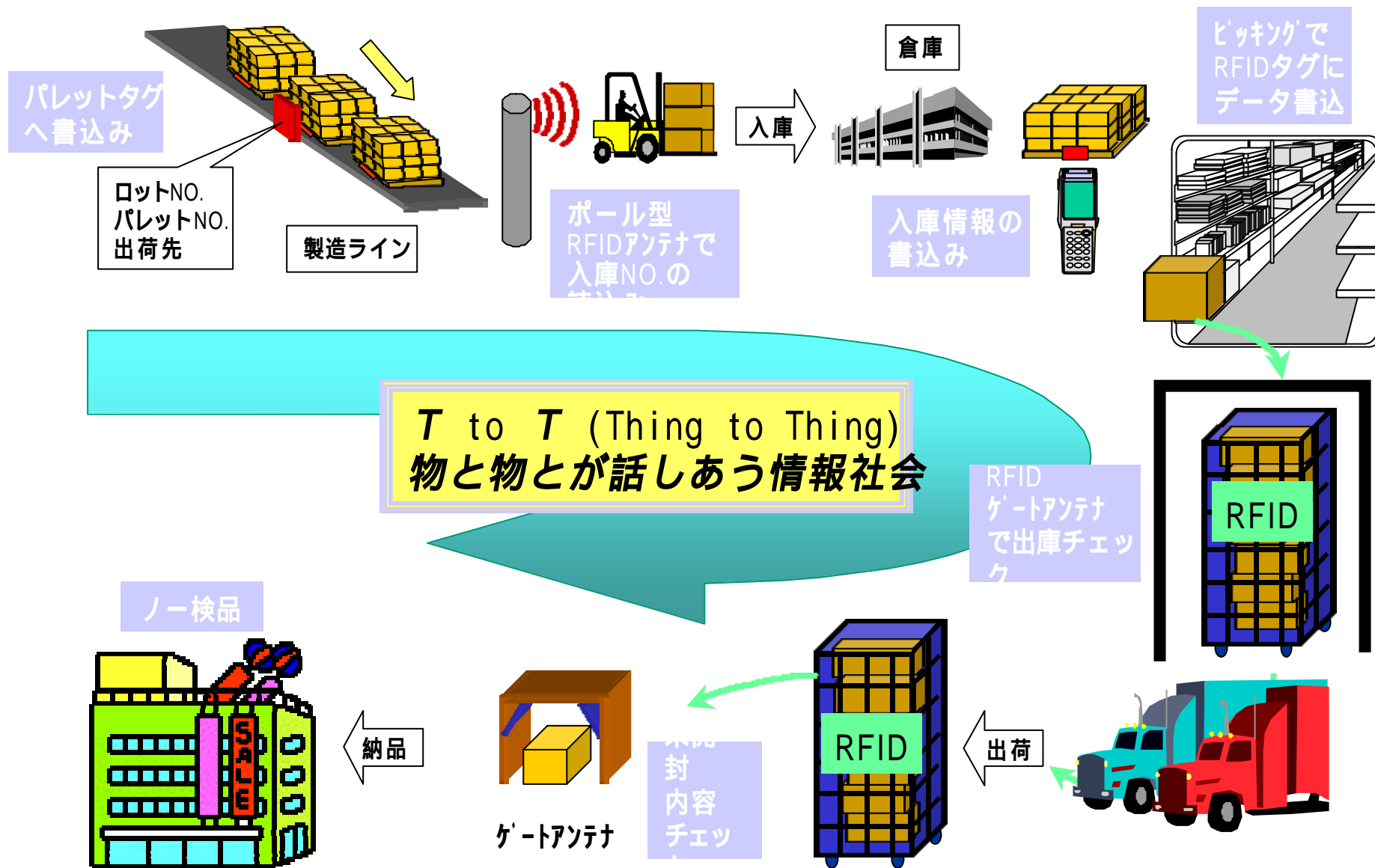
\* 周波数ホッピング方式では、固定周波数とは違って、送信周波数を極めて短時間で切り替えて通信するため干渉周波数を発生する機器が周囲に存在しても、その影響を軽減できる。

## 【規制改革による効果】

- 免許不要の範囲が拡大されれば、迅速な開設が可能となり、RFIDの普及促進につながる。
- 更に、オープンスペースでの利用が可能となれば、視覚障害者などの歩行者支援システムなど新しいアプリケーションの拡大などが見込め、大きな経済効果が期待される。

（歩行者支援システムでも少なく見積もって200～300億円以上の新規需要効果）

# RFIDの利用シーン



# 燃料電池自動車の普及促進に向けた関連法令の見直し

## 【現状】

燃料電池自動車(水素ガス搭載車)については、一般の高圧ガス容器と同様の規制を受けるため、例えば、車載状態のままでの検査や車検周期に合わせた検査が出来ない。

- 燃料電池自動車のための水素ステーションについては、一般の高圧ガス設備と同様の規制を受けるため、例えば、ディスプレイから敷地境界まで11.3~17m以上の距離を求められる。また、水素ステーションが設置できるのは実質的に工業地域及び工業専用地域に限定されている。



## 【必要となる規制改革】

水素ガス搭載車、水素ステーションに応じた基準等を早急に整備し、天然ガス自動車等と同等の取り扱いを認める(車検周期に応じた検査、敷地境界からは5m等)。

- 建築基準法の用途規制(高圧水素の貯蔵量規制)を、天然ガス・ステーションと同等レベルまで緩和する(現行の10倍程度)。



## 【規制改革による効果】

- 燃料電池自動車の普及促進には不可欠。
- 燃料電池自動車の市場規模については、2010年で世界全体で10兆円以上の規模にまで成長するとの試算がある。

# 電力貯蔵用NAS電池の設置規制の緩和

## 【現状】

建築基準法では用途地域により設置できる危険物の量が制約されており、電力貯蔵用として必要な量のNAS電池を制約なしに設置できる地域は工業地域、工業専用地域に限定される（例えば、準住居地域には1.6kW相当、商業地域には3.4kW相当、準工業地域には39kW相当の貯蔵量しか設置が認められていない）。

工業地域、工業専用地域以外への設置には、公開による意見の聴取と建築審査会の議を経た上で、特定行政庁の許可を得なければならない。



## 【必要となる規制改革】

公的に安全性が認められ、一般の電力需要に応えるために普及が期待されるNAS電池の設置については、用途地域毎に定められている危険物数量規制の除外等により公聴会、建築審査会の手続きを不要とすべきである。



## 【規制改革による効果】

- 商業地域、準工業地域に建設されるオフィスビル、大型店舗、工場、病院、学校等への電力貯蔵用NAS電池の普及促進が見込まれる。電力貯蔵用電池の普及は、夜間の安価な電力が利用可能となること、非常時の電力供給が可能になること等から、経済活動に対し多大な効果が期待できる。
- 東京都下水道局によると、NAS電池を導入したある下水処理場では、電気料金の削減効果が約4300万円/年となった。削減金額は当該処理場の年間電力使用量の約5%にあたる。

# 労働者派遣法における派遣対象業務の拡大と派遣期間制限の見直し

## 【現状】

- 工場の製造ラインで働く労働者（「物の製造」）などの派遣は禁止されている。
- 99年12月より派遣が認められた営業職、販売職などは、1年を超えて継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

\* 45歳以上の中高年齢者について、緊急雇用対策法により、派遣期間制限が1年から3年に延長された（平成14年1月1日より平成17年3月31日までの時限措置）。

## 【必要となる規制改革】

- 派遣禁止対象業務から「物の製造」業務を除外。
- 1年の派遣期間制限の撤廃。

## 【規制改革による効果】

- 製造現場での豊富な経験をもつ中高年層が派遣労働者として再就職することを容易にする。
- 新製品等の急激な需要拡大に対し短期間に適切な人材が確保される。
- 労働者の働き方の選択肢を拡げるとともに、人材派遣会社のビジネスチャンスも拡大する。

## 迅速な資金調達に向けた有価証券の発行届出書に係る効力発生期間の短縮化

### 【現状】

企業が資金調達を行うため、発行届出制度を利用して有価証券を発行する時に、必要となる当該届出書については、届出後、効力が発生するまでに最低限15日の経過期間を要し、機動的な資金調達を妨げている。

さらに、利率や発行価格などの発行条件を変更する時には、訂正届出書の提出が求められ、1日を経過しないとその効力が発生しない。



### 【必要となる規制改革】

発行届出書の効力発生期間を15日から7日へ、訂正届出書の効力発生期間を1日から即日にそれぞれ短縮する。



### 【規制改革による効果】

企業にとって、機動的に資金調達を行うことが可能となる。

市場の規制を欧米並みに近づけることにより、外国法人等が有価証券を発行する際に本邦市場を敬遠する要因が減少し、発行市場の活性化を図ることが可能となる。

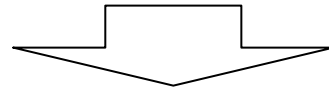
米国市場：公募形態で有価証券を発行する場合、最終的な発行条件が登録時の仮条件の範囲外で決定されても、登録の効力発生を遅らせることはなく、訂正届出も不要。

ユーロ市場：公募形態で有価証券を発行する場合、政府機関への届出や登録は必要ない。

## 有期労働契約における契約期間制限の緩和

### 【現状】

労働契約は、原則として1年を超える期間を定めた有期契約を締結してはならない。  
(1年を超える場合は、期間の定めのない労働契約となる。なお、一部の高度な専門知識を必要とする業務等や満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約は3年まで認められる。)



### 【必要となる規制改革】

最長5年の労働契約を、誰とでも締結することが可能となるよう、契約期間制限を緩和すべきである。



### 【規制改革による効果】

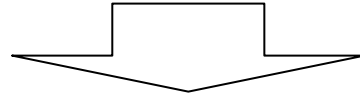
今日、雇用・労働の現場は企業の業務改革が進む中で大きく変化しており、働く者の意識も働き方を自ら選ぶ方向に変化していることから、有期労働契約の期間制限を緩和することにより、新たな雇用の創出と企業活動の活発化が期待できる。



# 民間の知恵を活かしたPFI事業の一層の活用

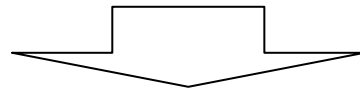
## 【現状】

PFI事業は民間のノウハウを活用して、公共サービスの質の向上とコストの縮減を図るものである。しかし、現行法令上の一般競争入札は、PFI事業のような複雑な契約内容を想定していない為、契約書案の変更が認められない等、民間の創意工夫を発揮する余地が少なく、民間事業者の参入意欲を削ぐおそれがある。



## 【必要となる規制改革】

競争上の公平性・透明性の確保を前提として、多段階選抜方式や契約交渉・協議を可能とするなど、PFI事業の特性を踏まえた事業者選定手続を、新たな類型として法制化し、PFI事業に限り、適用できるようにする。



## 【規制改革による効果】

財政構造改革に資するPFI事業の健全な発展。  
官民の知恵とノウハウの結集による良好な社会資本整備。  
公共サービスを民間事業者が創意工夫を凝らして実施することを通じて、新しい事業、新しい産業を育成。

# 公共工事のコスト削減に向けた官公需法などの見直し

## 【現状】

官公需法では、国が発注する公共工事等において、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないとされており、毎年度、中小企業者向け契約目標額や分離・分割発注の推進などが閣議決定されている。

(2001年度目標額は約5兆2,820億円、全体の約45%)

地方自治体では、公共工事の発注にあたり地域要件の設定が広く行われている。



## 【必要となる規制改革】

### 中小企業者向け契約目標額・目標比率の適正化

(例えば、契約目標額・目標比率の引き下げ、あるいは、契約の対象を契約の直接的な請負(納品)業者に限定せず、二次以下の請負(納品)業者も対象とする。)

地方公共団体が実施する入札案件につき過度の地域要件を課すことの速やかな改善



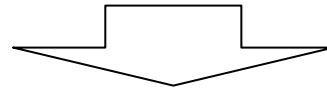
## 【規制改革による効果】

公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備が可能となる。

# 公共工事に係わる競争入札参加資格申請手続きの見直し (ワンストップ・サービス化の実現)

## 【現状】

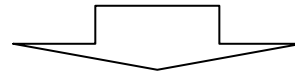
公共工事(建設工事)に係る競争入札に参加する際には、入札参加を希望する地域の官公庁、自治体それぞれの窓口に入札参加資格申請に係わる関連書類を提出し、官公庁・自治体毎に異なる資格条件により審査を受けなければならない。



## 【必要となる規制改革】

競争入札参加資格申請手続きのインターネットによる受付  
ならびにワンストップ・サービス化の実現。

全ての競争入札に有効な統一資格の導入。



## 【規制改革による効果】

より多くの事業者が入札に参加できる基盤を整備することで、公共工事における健全な企業間競争が実現され、国や地方公共団体が低廉で質の高い社会資本の整備を行なうことが可能となる。

# 公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保

## 【現状】

国等が公共工事等に関する一般競争入札を実施する際には、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、急を要する場合は10日前に（政府調達協定対象契約の場合。それ以外の場合はそれぞれ10日、5日）官報等で公告しなければならない。

地方公共団体が実施する協定外の調達契約の場合も公告が必要とされているものの、期間についての定めはない。



## 【必要となる規制改革】

入札参加希望者の準備期間を十分に確保するために、公告の実施時期を大幅に前倒しする。  
地方公共団体が実施する調達契約についても国に準じた措置を講じる。



## 【規制改革による効果】

より多くの事業者が入札に参加できる基盤を整備することで、公共工事における健全な企業間競争が実現され、国や地方公共団体が低廉で質の高い社会資本の整備を行なうことが可能となる。

## 効率的な S C M ( サプライチェーン・マネジメント ) 構築に向けた下請法の運用緩和

### 【現状】

下請法では、資本金 3 億円超の事業者が、3 億円以下の下請事業者から部品等の製造委託等を行なう際には、下請代金の額、支払期日及び支払方法等を記載した書面を交付することが求められる。

- 製造業の競争力の源泉となる S C M における下請事業者からの部材納入方式として、V M I (ベンダー・マネージド・インベントリー) 方式などがあるが、親事業者の図面番号等で部材を製造し納入する場合、下請法の制約を受けるため、結果として、資本金 3 億円以下の事業者の参加が妨げられている。

### 【必要となる規制改革】

下請法の運用を緩和し、一定条件の下で (例えば、事前に覚書を締結し、下請事業者が納入する部材の引き取り範囲を明確に定めるとともに、実質的に支払遅延を発生させないことを前提に)、個々の書面交付義務を不要とする。

### 【規制改革による効果】

- 製造業の競争力の源泉となる S C M について、技術力・競争力がある下請事業者の幅広い参加が可能となり、サプライチェーン全体の競争力強化に資する。

V M I 方式：下請事業者が納入先の製造現場に部材倉庫を設置し、納入先から開示された生産情報、所要情報、在庫情報等をもとに、自己の判断で部材を納入する方式。納入先は、生産に合わせて部材を当該倉庫から調達し、その時点で納品書を発行し一定期間毎に清算する。製造業者、下請事業者の協力により、効率的で市場動向に合わせた迅速な生産が可能となる。

## リース債権等の小口化など流動化に関する規制緩和

### 【現状】

債権等の流動化・証券化が進む中、「特定債権（リース債権、クレジット債権、割賦債権等）」に対しては、依然として厳格な規制が課せられている。



### 【必要となる規制改革】

リース債権等の流動化商品の最低販売単位（現行5,000万円）を、他の金融商品なみ（例えば500万円）に小口化する。  
特定債権事業の実施状況に係る報告義務について、その頻度を現行の四半期毎から1年毎へと改める。



### 【規制改革による効果】

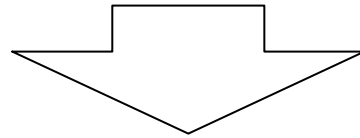
最低販売単位の小口化に伴う当該商品の普及が見込まれ、資産流動化ビジネスがより一層拡大する。  
事業者の事務負荷が軽減されることにより、コストの削減や機動的な事業展開を図ることが可能となる。

# 税務関連書類全般の電子化及び承認基準の明確化

## 【現状】

税務取扱上、帳簿書類等は紙による7年間の保存義務が課せられている。

電子帳票保存法に基づき所轄税務署長等の承認を得た場合には、これらの電子的保存が認められるものの、その対象は当初作成段階から電子化されている帳簿等に限定されている。



## 【必要となる規制改革】

当初作成段階が紙による帳票書類を含め、税務関連書類全般の電子的保存を認める。

電子帳票保存法第6条（電磁的記録による保存等の承認の認可）に係わる審査基準を明定する。



## 【規制改革による効果】

税務関連の書類保管コストの削減(例えば、損害保険業界全体で年間50億円という試算あり)。

税務関連の帳票書類等の電子化進展により、我が国企業の業務効率化が実現される。